

商号又は名称	●●●●
代表者	●●●●
所在地	東京都江東区所在の建設業者
許可番号	●●●●
処分内容	建設業許可の取消し (建設業法第 29 条の 2 第 1 項)
処分理由	当該会社について、建設業法第 31 条に基づく営業所調査を行ったが、営業所の所在地を確知することができなかった。また、行政手続法第 13 条に基づく聴聞を実施したが、当該会社の当事者は聴聞の期日に出頭せず、かつ行政手続法第 21 条第 1 項に規定する陳述書若しくは証拠書類等の提出等もなかった。そのため、建設業法第 29 条の 2 に基づき、東京都公報において営業所の所在地又は建設業者の所在が確知できない事実を公告したが、その公告の日から 30 日を経過しても申出がなかった。

商号又は名称	●●●●
代表者	●●●●
所在地	東京都江東区所在の建設業者
許可番号	●●●●
処分内容	建設業許可の取消し (建設業法第 29 条の 2 第 1 項)
処分理由	当該会社について、建設業法第 31 条に基づく営業所調査を行ったが、営業所の所在地を確知することができなかった。また、行政手続法第 13 条に基づく聴聞を実施したが、当該会社の当事者は聴聞の期日に出頭せず、かつ行政手続法第 21 条第 1 項に規定する陳述書若しくは証拠書類等の提出等もなかった。そのため、建設業法第 29 条の 2 に基づき、東京都公報において営業所の所在地又は建設業者の所在が確知できない事実を公告したが、その公告の日から 30 日を経過しても申出がなかった。

商号又は名称	●●●●●
代表者	●●●●●
所在地	東京都中央区所在の建設業者
許可番号	●●●●●
処分内容	建設業許可の取消し (建設業法第 29 条の 2 第 1 項)
処分理由	<p>当該会社について、建設業法第 31 条に基づく営業所調査を行ったが、営業所の所在地を確知することができなかった。次に、登記簿謄本上の本店所在地が移転していることが確認されたため、移転後の所在地に営業所調査を行った。その際、テナント表示は確認したが、事業者不在のため営業所内部の実態を把握することができなかった。また、行政手続法第 13 条に基づく聴聞を実施したが、当該会社の当事者は聴聞の期日に出頭せず、かつ行政手続法第 21 条第 1 項に規定する陳述書若しくは証拠書類等の提出等もなかった。そのため、建設業法第 29 条の 2 に基づき、東京都公報において営業所の所在地又は建設業者の所在が確知できない事実を公告したが、その公告の日から 30 日を経過しても申出がなかった。</p>